

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会

第4回運営委員会

日時 令和8年7月7日(火)午後2時

場所 朝霞市役所 別館5階 大会議室(手前)

○ 委員長あいさつ

【報告】

第1号報告 申し込み状況について

第2号報告 広報活動について

【議事】

第1号議案 開始式・表彰式実施計画(案)について

第2号議案 朝霞市売店等設置要項(案)について

第3号議案 健康事業実施計画(案)について

第1号報告

申し込み状況について

2026/07/01時点

参加選手数 142名

1種目参加 106名 2種目参加 36名

	組手			形		
	計	男	女	計	男	女
1部(60歳～64歳)	30	16	14	32	14	18
2部(65歳～69歳)	18	13	5	26	17	9
3部(70歳～74歳)	10	10	0	14	13	1
4部(75歳～79歳)	11	10	1	22	20	2
5部(80歳以上)	9	8	1	6	5	1
計	78	57	21	100	69	31

		総参加者	男	女	選手	監督	種目別引率
1	岩手県	1	1	0	1	1	0
2	秋田県	3	2	1	2	1	0
3	山形県	4	3	1	4	1	0
4	栃木県	7	7	0	7	1	0
5	群馬県	9	8	1	8	1	1
6	埼玉県	25	16	9	23	1	2
7	千葉県	11	8	3	10	1	0
8	東京都	4	3	1	3	1	0
9	神奈川県	6	3	3	6	1	0
10	山梨県	8	8	0	8	1	0
11	岐阜県	2	0	2	2	1	0
12	静岡県	5	4	1	5	1	0
13	滋賀県	2	2	0	2	1	0
14	大阪府	5	3	2	4	2	1
15	兵庫県	18	10	8	16	2	2
16	広島県	4	3	1	3	1	0
17	徳島県	5	3	2	5	2	0
18	高知県	2	2	0	2	1	0
19	鹿児島県	1	1	0	1	1	0
20	さいたま市	12	8	4	11	1	0
21	千葉市	4	4	0	2	1	1
22	横浜市	6	4	2	6	1	0
23	川崎市	4	4	0	3	1	1
24	相模原市	5	5	0	5	1	0
25	岡山市	3	3	0	3	1	0
		156	115	41	142	28	8

※ は単独監督(6名)

広報活動について

1 ねんりんピックPRイベント・周知啓発予定

日程	イベント等名称	内容	場所
6月29日(月)～ 11月14日(土)(予定)	わくわくワゴン PR ラッピング	市内を走るわくわくワゴン に大会開催告知のラッピ ングを施しPR	根岸台7丁目周辺～朝霞駅 東口～朝霞市役所、膝折町 4丁目周辺～北朝霞駅
7月25日(土)	ねんりんピック 100 日前イベント(県主催)	埼玉栄高校空手道部によ るステージ演武	浦和駅東口駅前市民広場 (浦和 PARCO 前)
8月1日(土) 8月2日(日) 12:00～16:00(各日)	朝霞市民まつり「彩 夏祭」	フォトブースの設置、ワー クショップ	総合体育館
8月7日(金) 9月8日(火) 10月14日(水) 10:30～11:30(各日)	空手ピクス体験	空手の動きを活かしたエク ササイズを社会福祉協 議会の事業として実施。 ※溝沼老人福祉センター の10月14日は、溝沼保育 園と合同実施	溝沼老人福祉センター
8月12日(水) 9月30日(水) 10月28日(水) 10:30～11:30(各日)		※浜崎老人福祉センター の9月30日、10月28日 は、広く周知し定員を拡 大して開催	浜崎老人福祉センター
9月21日(月・祝)	長寿を祝う会	フォトブースの設置	ゆめばれす(市民会館)
10月3日(土) 14:00～15:00	空手道ってどんなス ポーツ?体験&デモ ンストレーション	空手道の体験講座を公民 館と共同で開催	南朝霞公民館
10月9日(金)	高齢者スポーツ大会	フォトブースの設置、啓発 グッズの配布	総合体育館
10月14日(水)～ 11月10日(火)(予定)	図書館展示	図書館内に大会周知パネ ル設置、関連書籍のブー ス設置	図書館(本館)
10月31日(土) 10:00～16:00	アサカストリートテラ ス	フォトブースの設置、啓発 グッズの配布	朝霞市役所周辺

2 SNS の運用

令和8年4月15日に X アカウントを開設



3 啓発物の作成

ホログラムステッカー(5cm×5cm)2,400枚 3種各 800枚

表面

裏面



4 わくわくワゴンの PR ラッピング PR

朝霞市内を運行する「わくわくワゴン」の車両に、大会開催告知のラッピングを施工



第1号議案

開始式・表彰式実施計画(案)について

ねんりんピック彩の国さいたま2026空手道交流大会開始式・表彰式実施計画(案)

令和8年11月7日(土)から10日(火)に開催される第38回全国健康福祉祭埼玉大会(ねんりんピック彩の国さいたま2026)における朝霞市開催種目である空手道交流大会の開始式及び表彰式は次のとおりとする。

1 開始式

(1)日程及び会場

開催日時 令和8年11月8日(日) 午前9時～9時50分

開催場所 朝霞市立総合体育館

(2)実施内容

- ・開会宣言
- ・国歌斉唱
- ・大会会長あいさつ
- ・祝辞・来賓紹介
- ・特別表彰

最高齢者賞:参加選手の最高齢(男女各1名)

高齢者賞:最高齢者賞受賞者を除く参加選手の高齢者(男女各3名)

- ・競技上の注意
- ・選手宣誓

※開始式中にアトラクションを実施予定

2 表彰式

(1)日程及び会場

開催日時 令和8年11月9日(月) 午後2時30分～3時

開催場所 朝霞市立総合体育館

(2)実施内容

- ・成績発表
- ・表彰
- ・大会会長あいさつ
- ・講評
- ・閉会宣言

(3)その他

選手輸送計画及び交流大会の進捗状況により、時間及び内容を変更する場合がある。

第2号議案

朝霞市売店等設置要項(案)について

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市売店等設置要項(案)

1 趣旨

この要項は、ねんりんピック彩の国さいたま2026において、ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会が空手道交流大会会場に設置する売店の設置、運営等について、必要事項を定めるものとする。

2 設置会場・期間等

売店を設置する会場、期間及び開設時間は次のとおりとする。ただし、ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）は必要に応じてこれを変更できるものとする。

設置会場	設置日	開設時間（予定）
朝霞市立総合体育館駐車場	令和8年11月8日（日）	10:00～18:00

3 出店数、出店位置及び規模

売店の出店数及び出店位置は市実行委員会が決定し、出店規模は原則として1店舗あたり約9.5㎡（2.7m×3.6mのテント1張）とする。出店数は11店舗とする。ただし、出店状況等に応じて、市実行委員会はこれを調整することができる。

4 出店料について

売店の出店料は無料とする。ただし、運営に要する経費及び必要な備品等（市実行委員会準備品は除く）は、出店者の負担とする。

5 取扱品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下、「営業許可施設」という。）において製造・加工されたものであり、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

売店で調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設で下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

(2) 観光特産物

(3) ねんりんピック関連グッズ

ねんりんピック標章、ねんりんピック彩の国さいたま2026（以下、「大会」という。）ロゴマーク等の利用許諾を得た商品。

(4) スポーツ用品（空手道関連）グッズ

(5) その他、市実行委員会が必要または適当と認めたもの。

6 出店者条件

出店者は原則として、次の（1）かつ（2）に該当する者で、市実行委員会が適当と認めた者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、朝霞市に店舗を有して営業している者（飲食物調理出店においては店舗を有し営業許可を受けて営業している者）

イ 大会に関連するスポーツ用品販売業者、ねんりんピック関連グッズ、観光物産品又は飲食物に係る関係団体等

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）

エ ア～ウに掲げる者のほか、市実行委員会が認めたもの。

(2) 次の条件にすべて該当する者

ア 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けている者。

イ 過去1年間、法令違反により処分を受けていない者。

ウ 飲食物販売者は、過去3年間食中毒等における行政処分歴がない者。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する団体及び構成員に該当しない者。また、その関係業者を利用したり、役員、使用人等が関係者でない者。

7 出店者の運営基準

出店者は、市実行委員会の指示に従い次の基準に従うものとする。

(1) 食品関係売店

ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の指導内容を遵守すること。

イ 火気使用時は、消防署の指導に従うこと。

ウ 食品は、食品衛生法令に基づく衛生的保管及び陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行う。

エ 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質に作られ、かつ、常時清潔を保持し、適切な方法により廃棄物を処理すること。

(2) その他の売店

取扱品目は、倒れる等がないよう安全に陳列すること。

8 運営設備等

売店出店に伴う設備等は、次のとおりとし、市実行委員会が準備する。ただし、出店状況等に応じて、市実行委員会はこれを変更できるものとする。

(1) テント (2.7m×3.6m) 1張

(2) 長机 2台

(3) 椅子 2脚

なお、市実行委員会準備品以外に必要な備品等は、出店者で準備すること。

9 出店申請

出店希望者は、令和8年7月13日(月)から令和8年7月31日(金)までに、次にかかる書類を添付したうえで、「出店申請書(様式第1号)」を市実行委員会に提出するものとする。

(1) 出店概要書(様式第2号)

(2) 誓約書兼承諾書(様式第3号)

(3) 出店責任者の顔写真入り公的身分証明書(免許証、パスポート等)の写し

(4) その他、市実行委員会が必要に応じて提出を求めるもの

10 出店者の選定

市実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに売店の設置目的、来場者のニーズ、観光物産品のPR等を考慮し、適当であると認められた者を出店者として選定する。ただし、出店者申請数が、「3 出店数、出店位置及び規模」で示した店舗数を超えたときは、朝霞市内事業者を優先し、来場者のニーズを考慮し、市実行委員会を選定する。

また、市実行委員会は内容確認のため、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

11 出店許可証の交付

市実行委員会は出店者について選定した者に対し、「出店許可証(様式第4条)」を交付するものとする。

12 売店責任者

(1) 出店者は、当該販売員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中、常駐させるものとする。

- (2) 売店責任者は、市実行委員会の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (3) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し販売員の指導に努めなければならない。

1.3 禁止事項

出店者及び販売員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡又は転貸、若しくは管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 指定された場所以外での立ち売りをすること。
- (3) 拡声器等を利用したり通行を妨げるような呼び込みをすること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障をきたすおそれのある行為をすること。

1.4 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する「出店許可証」を店頭の見えやすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは適宜各自で適正に処理すること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指示に従うこと。
- (5) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会が別に交付する通行許可証を車両前面の見えやすい位置に掲示すること。なお、搬入車両は1店舗につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 来場者への接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (8) 天候の悪化等の事情により市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去等の指示を出したときには、その指示に従うこと。

1.5 管理運営

売店における販売品および売店備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

1.6 事故等の発生時の対応

売店において、事件、事故等が発生したとき、売店責任者は初期対応にあたり実施本部へ連絡を行い、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

1.7 許可の取消し

市実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償を請求できないものとする。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市実行委員会が売店の運営において不相当と認めるとき。

1.8 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

1.9 損害賠償

出店者及びその販売員は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

2.0 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初見込む収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備等で生じた経費等の補償を市実行委員会に請求することはできない。
- (3) 前項の規定は、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症を理由として出店を自粛、又は、市実行委員会の要請により出店を中止した場合についても同様とする。

2.1 個人情報の取扱い

売店販売員等の個人情報は、市実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

2.2 (仮称) おもてなしチケット

ねんりんピック関係者(選手、監督、大会運営関係者など)に対して、割引きのおもてなしチケットを配布している。おもてなしチケットを提示された場合、チケットと引き換えに商品代金から割引き分を差し引き、会計を行うものとする。なお、チケットの換金は後日行うこととし、現金のみとする。

(様式第1号)

出 店 申 請 書

令和 年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま2026
朝霞市実行委員会 会長 松下 昌代

住所(所在地) _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

ねんりんピック彩の国さいたま2026において、朝霞市実行委員会が運営する会場内に、売店を出店したいので、ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市売店等設置要項9の規定に基づき申請します。

添付書類

- (1) 出店概要書(様式第2号)
- (2) 宣約書兼承諾書(様式第3号)
- (3) 出店責任者の顔写真入り公的身分証明書(免許証、パスポート等)の写し
- (4) その他、市実行委員会が必要に応じて提出を求めるもの

(様式第2号)

出 店 概 要 書

(ふりがな) 商号又は名称			
(ふりがな) 出店責任者氏名			
住所(所在地)	〒 ー		
連絡先	【電話】 【E-mail】		
業種			
取扱い品目 (該当品目に✓してく ださい。)	<input type="checkbox"/> 飲食物(製造加工品) <input type="checkbox"/> 飲食物(現地調理品) <input type="checkbox"/> 観光物産品 <input type="checkbox"/> スポーツ用品 <input type="checkbox"/> ねんりんピック関連グッズ <input type="checkbox"/> その他()		
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日
			年 月 日
			年 月 日
過去1年間法令違 反等処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒 発生事故歴の有無	有 ・ 無

次ページに続く。

(様式第2号)

設営持込備品一覧

備品名	規格・数量等	持込目的

※発電機やプロパンガス等、火気の使用に伴う備品を使用する場合は記入してください。

販売予定商品

No.	商品	販売予定価格(税込)
1		円
2		円
3		円
4		円
5		円
6		円
7		円
8		円
9		円
10		円

※販売予定商品は固有名詞ではなく、内容が分かるように記載してください。

※販売予定価格は実際に販売する際に著しく乖離しない金額を記載してください。

(様式第3号)

誓約書兼承諾書

令和 年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま2026
朝霞市実行委員会 会長 松下 昌代

住所(所在地) _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催交流大会への売店出店申請にあたり、以下の項目に相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請および余暇後の出店にあたり、「ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市売店等設置要項」を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する団体及び構成員に該当しません。
- 3 販売員等として、暴力団等を使用し、又は雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者氏名 : _____

電話番号 : _____

E-mail : _____

(様式第4号)

ねん朝実 号
令和 年 月 日

様

ねんりんピック彩の国さいたま2026
朝霞市実行委員会 会長 松下 昌代

出 店 許 可 証

ねんりんピック彩の国さいたま2026の朝霞市開催交流大会会場内における売店の出店について次のとおり許可します。

商号又は名称	
代表者氏名	
出店許可場所	
出店許可品目	
遵守事項	1 本許可証を店頭の見えやすい位置に掲示すること。 2 売店設置運営に関しては、ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市売店等設置要項及び関連法令を遵守すること。

第3号議案

健康事業実施計画(案)について

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市健康事業実施計画(案)

1 目的

ねんりんピック彩の国さいたま2026の開催を通して、選手・大会関係者のみならず、一般来場者にも、健康状態を認識してもらうとともに、健康づくりの大切さを普及啓発するため、健康をテーマにした事業を実施する。

2 実施内容

健康ブースの出店により、次の内容を実施する。

- (1)健康の増進、疾病の予防等の知識の普及啓発
- (2)健康チェック及び健康相談
- (3)その他、健康づくりに関すること

3 実施会場及び日時

日時(予定)／場所	内容
日時:11月8日(日)10:00~16:20 11月9日(月)10:00~15:00 場所:朝霞市立総合体育館 正面駐車場	・血圧計などの健康測定器を用いた健康測定 ・保健師による健康相談 ・健康づくりに関する事業